

う。」から国債に係る払込金及び受入経過利子の払込みを受けたときは、これを領収した旨の通知（以下「払込金領収通知」といふ。）を当該払込者の使用に係る電子計算機に送信することにより、払込金領収証書又は規程第十一條第一項に規定する領収証書の交付に代えることができる。この場合において、第四条第五項中「払込金領収証書」とあり、及び規程第十一條第一項中「領収証書」とあるのは、「払込金領収通知」と読み替えるものとする。

前項の規定は、第六条第一項の方法により国債を発行する場合について準用する。この場合において、「構成員及び規程第十一條第一項に規定する応募者（以下「払込者」という。）とあり、及び「当該払込者」とあるのは、「募集取扱機関」と、「払込金領収証書又は規程第十一條第一項に規定する領収証書」とあるのは、「払込金領収証書」と、「第四条第五項中「払込金領収証書」とあるのは、「払込金領収通知」と読み替えるものとする。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和六〇年一二月一七日大蔵省令
令第六六号）
この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則（昭和六三年三月一二日大蔵省令
第五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月一〇日大蔵省令
第一七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日大蔵省令
第三六号）
この省令は、平成十年四月一日から施行する。

1 (施行期日)
この省令は、金融監督庁設置法の施行の日
(平成十年六月二十二日)から施行する。
附 則(平成一〇年一月三〇日大蔵省)
令第一五一号
この省令は、平成十年十二月一日から施行す

うとする場合において、振替法第三条に規定する振替業を営んでいる者が存しないときには、改正省令第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成一九年九月二八日財務省令抄）
第五七号
(施行期日)
第一条 二の省令は、平成十九年十月一日から施行する。
附 則（平成一〇年三月二五日財務省令
第一二号）
この省令は、平成二十一年四月一日から施行す

1 (施行期日)
この省令は、金融監督庁設置法の施行の日
(平成十一年六月二十二日)から施行する。
附 則 (平成一〇年一月三〇日大蔵省
令第一五一号)
この省令は、平成十一年十二月一日から施行す
る。

附 則 (平成一一年三月二六日大蔵省令
第二一號)
この省令は、平成十一年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成一一年一〇月一 日大蔵省令
第九六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年五月一二日大蔵省令
第四九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二年八月二一日大蔵省令
第六九号)抄
この省令は、平成十三年一月六日から施行す
る。

附 則 (平成一三年二月二〇日財務省令
第八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月六日財務省令
第六三号)
この省令は、平成十五年一月六日から施行す
る。

2 改正後の国債の発行等に関する省令(以下
「改正省令」という。)第三条第二項の規定は、
社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年
法律第七十五号)以下「振替法」という。)附
則第十九条の規定により振替国債とみなされる
国債についても適用する。この場合において、
改正省令第三条第二項の額面金額の最低額
は、次の各号に掲げる国債の区分に応じ当該各
号に掲げる金額とする。

一 額面金額の最低額が五万円のものとして發
行した国債 五万円

二 額面金額の最低額が十万円のものとして發
行した国債 十万円

3 この省令の施行の日以後に第五条第三項第一
号に規定する国債を入札の方法により發行しよ

うとする場合において、振替法第三条に規定する振替業を営んでいる者が存しないときには、改正省令第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一五年三月二八日財務省令第一八号）
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則（平成一六年二月一八日財務省令第七号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年七月九日財務省令第五二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年九月三〇日財務省令第六二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一日財務省令第二九号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月三一日財務省令第三〇号）
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月二四日財務省令第一〇号）
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月二四日財務省令第一〇号）
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 次に掲げる省令は、廃止する。

一 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国債の入札手続等の特例に関する省令（平成二年大蔵省令第二十一号）

二 電子情報処理組織を使用して処理する場合における政府短期証券の入札手續等の特例に関する省令（平成十一年大蔵省令第七号）

三 電子情報処理組織を使用して処理する場合における借入金及び一時借入金の入札手續の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十三号）

（施行期日）
第一条 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年九月一四日財務省令第四九号）抄

附則（平成一九年九月二八日財務省令第五七号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
附 則（平成二〇年三月二五日財務省令第一二号）
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。
附 則（平成二〇年九月三〇日財務省令第六一号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。
附 則（平成二〇年一二月二二日財務省令第八四号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年一月五日）から施行する。
附 則（平成二七年五月二二日財務省令第五五号）
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十七年五月二十九日から施行する。
附 則（令和二年一二月二十五日財務省令第八九号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第六条から第十二条までの改正規定、第十三条中國債の発行等に関する省令第四条第七項の改正規定及び第十四条の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際、現に発行されている国債（国債証券（次項に定めるものを除く。）又は登録国債に限る。）の手続については、なお従前の例による。
3 この省令の施行の日前に財務大臣が入札参加者と定めた者に対する国債の発行等に関する省令第五条第五項ただし書、政府資金調達事務取扱規則第五条第五項ただし書若しくは第十条の二第五項ただし書又は国債の買入消却に関する省令第三条第五項ただし書若しくは附則第一条第四項若しくは第八項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和四年九月二六日財務省令第
四七号）
この省令は、公布の日から施行する。